

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 7月号 (No.128)

2014年7月24日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

7月後半に入り、各地で梅雨明け宣言が聞かれています。時間はどんどん流れ、新制度施行までの期間は短くなるばかりですが、自治体での準備はどのように進んでいるのでしょうか。今後、市町村が新制度を実施しようとする段階で、さらに様々な問題が明らかになってくることが予想されます。

新制度施行を控え、保育所を経営・運営する私たちは、子どもたちや保護者、地域の現状に見合うように制度を改善させていく立場でのぞむことが必要ではないでしょうか。たとえば、公定価格に関しても、認定こども園の定員設定によって大幅に収入が増えるケースがあることが指摘されています。その金額につられて移行を検討する園があることも予想されますが、その園さえよければいいわけではありません。“子どもの命と育ちを守るには、どの施設・事業にも、時間数や開所日数に応じて安定的に運営できる委託費・給付費が必要なのだ”と主張するなど、改善にむけたとりくみを、たゆまず継続していくことが、保育制度「改革」という歴史の節目に立ち会う私たちの役目ではないでしょうか。

第17回夏季セミナー

乳幼児期に保障すべき 保育とは？教育とは？ 9月7～8日、埼玉で開催！

9月7～8日に、埼玉県さいたま市にて、第17回夏季セミナーを開催いたします。今回は『新制度のもとでもすべての子どもの未来が輝くように一児童福祉法 24 条 1 項にもとづく保育の確立をめざして—』がテーマです。

<企画のポイント>

- ◆新制度での教育の扱い方をふまえ、保育について考えあう
- ◆児童福祉法 24 条 1 項を、どう活かすか考えあう
- ◆新制度の最新情報と、全国的なとりくみを学び、各自の自治体でのとりくみを考える

2日間の短いセミナーですが、中身の濃いセミナーです。また、大宮へのアクセスの便利な、東北・関東・信越のみなさんは、会員外の園の方を誘ってご一緒に参加ください。申込締切は8月25日です。

※詳細は、同封の案内書をごらんください

新制度をめぐる動き

●第16回子ども・子育て会議 開催(6/30)

国は、6月30日に第16回子ども・子育て会議を開催し、新制度実施に向けた国の取組状況について報告しました。そのなかで自治体の作業スケジュールについても、あらためて示しています。

◆2015年4月施行に間に合うか？

6/30の資料によると、自治体の作業スケジュールとして、下記のような項目があげられています。

- *事業計画の中間とりまとめ(9月までに)
- *条例等の作成(6～9月議会)
- *各種システムの運用(9月～)
- *新規入園申込み(10月頃)

しかし、条例等の作成一つとっても、施設・事業の運営基準や新たな地域型保育事業の認可基準、学童保育(放課後児童健全育成事業)の基準、さらに保育の必要性の認定の基準等、様々です。しかも、条例のもととなる、政令や府省令の制定自体が遅れています。

本当に間に合うのか、また間に合わせるために内容の検討が不十分にならないか、各自治体の動きを注視していくことが必要です。

◆FAQでの説明が中心、根拠は不明

国は、今後の制度の周知や説明について、自治体向説明会の他、各種のFAQ（よくある質問）によって行う、としています。特に、事業者には、事業者向けFAQの随時改定や、事業者向けパンフレットの作成・配布で対応するとされています。

しかし、FAQ（よくある質問）は、国にとって都合のいい質問と回答を掲載しているだけで、回答の根拠は示されません。FAQの回答を鵜呑みにせず、疑問や要望を自治体に伝え、説明を求めていきましょう。自治体がこたえきれない場合は、自治体から国へ質問や要望をするように要請しましょう。

◆自治体に説明を求めていこう

この間、経営懇会員園をはじめ、地域の園や保護者が一緒になって自治体に説明を求め、説明会等を開催させるとりくみも行なわれています（塩釜市、浜松市など）。制度の変更で、一番影響を受けるのは子どもたちと保護者です。事業者向けとあわせて、保護者向けの説明会等を要求していきましょう。

また、自治体に説明を求めると同時に、各法人・園でも保護者と学習会を行うなど、新制度の内容を伝えましょう。そのなかで、一緒に自治体にむけたとりくみに参加してもらえるように、はたらきかけましょう。

●公定価格の仮単価

公定価格の仮単価が示され、シュミレーションソフトも公開されています。しかし、金額に一喜一憂せず、公定価格の全体像や問題点に着目し、少しでも改善すべき点があれば改善を求めていくことが必要です。公定価格については、月刊『保育情報』誌・7月号に詳しく掲載（村山祐一氏論文）されていますので、ぜひ、お読みください。ここでは、大まかに問題点をお伝えします。

◆1号認定受け入れで大幅増額！？

先月号でもお知らせしたように、保育所と認定子ども園との公定価格の差はほとんどありませんが、認定子ども園で1号認定の子どもを15人程度受け

入れると、大幅に増額するケースが指摘されています。

これは、本来ならば1号認定の子どもも含めた施設全体の定員区分で計算すべきですが、1号と2・3号の定員をわけて、別々の定員区分で計算するように設定されているためです。短時間認定の子どもより保育時間が短い1号認定の子どもを受け入れると大幅増額、という逆転した設定がされているのです。

この問題について、名古屋市・(福)新瑞福祉会の石井さんが市に問い合わせたところ「県にも問い合わせたが、間違っていない」との回答でした。先月号のニュースを読んだ大分・(福)なかよし・コスモス保育園の松崎さんも、大分市に問い合わせましたが、やはり「計算方法は間違っていない」との回答でした。市の担当者は、個人的には問題があるのではないかと思うと話していたとのことでした。

このような公定価格の設定につられて、認定子ども園に移行しようとする保育所がでることも予想されますが、1号認定子どもの奪い合いや、待機児童の増加等につながりかねません。移行を義務付けないとした三党合意の本来の主旨から言えば、どの施設でも存続できるような単価の設定をするのが当然です。

上記のような行程価格の設定の問題について、各自治体に問い合わせましょう。各地で、この問題を指摘し、どの施設でも存続できるような単価設計を求めて、国に意見をあげさせましょう。

◆保育時間や開所日数にみあう設定か！？

公定価格の仮単価が示されたことで、幼稚園との差も明らかになってきました。幼稚園は、保育時間が保育所の約半分程度なのにもかかわらず、基本分単価はほぼ同じです。各種加分を含めると、保育所の短時間認定の場合の方が、幼稚園より少ない金額になってしまいます。

新制度施行にあたっては、幼稚園を基準に、保育所の公定価格も保育時間や開所日数に見合うよう、求めていくことが必要ではないでしょうか。

◆公定価格が満額だされるのは 2017 年度以降

現在しめされている公定価格の仮単価が、新制度施行時点から、支払われるわけではありません。仮単価は、消費税率が 10% になり 7,000 億円の財源が確保される予定の 2017 年度以降の時点を想定した額です。来年度 4 月からの額ではないことを、注意しなければなりません。

◆公定価格は、まだ仮単価～現場から要望を伝え、少しでも改善させていこう！

公定価格の仮単価が示されたとはいえ、これで確定ではありません。加算の内容や金額、先に指摘した認定ごとの定員区分の設定問題など、問題点や課題は多くあり、改善させていける余地もあります。国・自治体に具体的な要望を届けて行くことが重要です。

保育をめぐる動き

●活発な競争が量の増加と質向上を促す？～自治体に企業参入迫る公正取引委員会

公正取引委員会は、6 月末に、保育分野に関する調査報告書をまとめ発表しました。報告書の概要によれば『保育分野は需要の充足が求められているだけでなく、我が国の成長分野となることが期待されている分野』であるとしています。公正取引委員会としては、事業者間の活発な競争が量の増加・質の向上につながるという立場です。この観点から、新規参入ができるか・公平に競争できるか・利用者が選択できるか、といった視点について調査を行ない、自治体が株式会社の参入を不当に妨げている、とまとめたのが、今回の報告書です(同封資料参照)。今後、この報告書を自治体に送り改善を求める、といます。

◆保育分野を競争の観点でみていいのか？

提言では、一応『子どもの健康や安全を確保する観点から一定のルールは必要』と言及しているもの

の、基本は、多様な事業者の参入促進と社会福祉法人とのイコールフットィングの確保を求めています。

しかし、そもそも、保育を競争的な政策の対象としてみることで自体に問題があるといえます。競争の促進が、良質な商品やサービスをうみだし、消費者の比較・選択でさらに質の改善をはかる、という流れが、保育にあてはまるのでしょうか。子どもは一人ひとりが違い、一律な対応では済みません。競争よりコスト削減を行なえば、人件費や保育環境・条件等の費用を削ることになり、子どもへの丁寧な対応や安心して過ごせる環境を保障できなくなることは目に見えています。

◆現場から反論と子ども本位のルール作りを

このような提言に対し、保育現場からも反論していくことが必要です。保育の本質や大事にすべき内容を、私たち自身が語っていきましょう。言われたままにしていくことで社会的な認識になっていく危険性もあります。

そうはいつても、公正取引委員会自身が、一定のルールの必要性に言及せざるを得ない側面もあります。そこを足がかりに、子どもの現状をふまえ権利を保障する観点から、必要なルール作りを要求することが必要ではないでしょうか。

法人形態は問わず必要な規制を行ない、公開すべき情報は公開する、公費は保育以外には使わない、といったルールを徹底させていきましょう。

※報告書のポイントを同封しました(報告書そのものは、公正取引委員会のホームページに掲載されています)。

●幼児教育無償化・義務教育前倒しの動き

～教育再生実行会議

安部首相の私的諮問会議である教育再生実行会議は、7 月 3 日に発表した提言に、3～5 歳児の幼児教育の無償化を段階的にすすめ、5 歳児の就学前教育の義務教育化を検討することを盛り込みました。財源が絡む問題ですが、財源をどのように確保するの

かは提案されていません。

また、小学校との接続を意識した幼稚園教育要領（保育所・認定こども園も）見直しも提案されています。新制度とどのように関係していくのか、注目していきましょう。

●集団的自衛権行使の容認、閣議決定される～子どもたちが戦争に駆り出される！？

政府は、7月1日の閣議で、これまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行ないました。この問題については、世論調査等でも「十分に議論が尽くされていない」との回答が76.5%に達しています（産経・FNN世論調査）。

集団的自衛権が行使される事態になれば、再び子どもたちを戦場に送り出すこととなります。子どもたちの命と成長・発達を支える保育所として、この問題は決して他人事にはできません。

京都・(福)栗隈福祉会・くりくま保育園の武尾さんからは、「閣議決定に怒り心頭です。理事会・園・労働組合の三者で緊急アピールを出しました」とのお便りが届いています。

東京・(福)厚生館・ひらお保育園の田中さんからは、「今黙ってはいけな、という思いで、園長からのメッセージを全保護者・職員、市の支援課や関わる方に手渡しています」とのFAXをいただきました。

子どもたちに安心して暮らせる未来を手渡すことができるよう、何ができるのか考えていきたいと思っています。



各地域の運動・とくみ ●「保育制度を考える会」 主催で学習会開催 愛知・岐阜・三重経営懇

6月23日(月)14時から、「保育制度を考える会」主催の学習会『保育制度改革で、保育園はどうなるの?…認定子ども園へ移行問題と保育園経営を考える』を開催しました。講師は、佛教大学教授の杉山(奥野)隆一先生でした。愛知県を中心に、岐阜・三重の28自治体から、民間保育園の園長や職員が101名参加しました。約4割が会員外の参加です。

講演の中で杉山先生から、「新制度」についての最新情報を、給付のしくみや利用の手続きなど、具体的な視点から、わかりやすく説明いただきました。その上で、根拠のない情報に惑わされる事なく福祉としての保育を貫くこと、そのためにも、児童福祉法24条第1項を形骸化させることなく活用して、今ある各自治体の補助を後退させない運動を進めていくことが重要であることが話されました。

その後、参加者からの質問で、24条第1項が適応されない施設を自ら選ぶことなく、保育所に残ることで子どもの権利保障をしようとの意見も上がり、福祉としての保育をいかに守っていくのかを考えあう学習会となりました。

学習会の後、三重県や岐阜県の状況を交流し、幼稚園の無い市町では、保育園に残りたくても1号子どもの受け入れができないのでどうしたらいいかなど、切実な実態が報告されました。今後とも、学習し交流を深めて、各地で子どもを守る取り組みを進めたいと思います。

◆感想より

・3年後を目途に幼稚園との連携型への移行を考えていましたが、行政説明とは逆のお話を聞き、随分スッキリとしました。「福祉」の視点が危ない、と感じました。

・現実に移行調査などで、回答を出さなくてはなら

ない時に、良いお話が聞けてよかったです。皆で話し合う時の良い材料になりました。

・国がいかに 24 条第 1 項を無くそうとしているのか、その為に認定こども園に移行させようとしているのかということが理解できた。

●新制度を迎え撃つ学習会～同友会保育部会

大阪・(福) こばと会・長瀬弥生

6月24日、全国経営懇の石川会長を講師に、「新制度を迎え撃つ」学習会第4弾を行いました。

講演の前に、府内の三自治体の現状が話されました。吹田市では地域型のB型、C型は認可する予定はないが、ほぼ全ての基準が国に準ずる案で出されていること。東大阪市では園長会では保育園を選択する方向で進み、父母の要望により市内8ヶ所で説明会が開かれる予定。枚方市では「福祉としての保育」を大事にし、自治体も園長会も保育園を選択する大切さを説明している等の報告がありました。

石川先生からは、4月以降の新制度の動きの確認・今後条例化に向けて市町村担当者や議員との懇談や私達の具体的な要望の重要性・福祉としての保育、子どもの生きる権利と教育(保育)の保障等々熱く語っていただきました。とりわけ、新制度に対峙する時に私たちが「自分たちの保育をきちんと評価し、子どもたちが豊かに成長、発達している事実を職員みんなで確認し、そのことを保護者と共有すること」がきわめて重要な土台になることを強調されました。

55名の参加者からは「具体的でわかりやすかった」「堺にいと(こども園を選ばないと)時代の波に乗り遅れるような気になるが、やっぱりそうじゃない」「始まってしまった」じゃなくこどもたちのために何ができるか考えたい」「地域での運動が大事」「保護者を連れて合研に行くぐらいの意気込みがないと・・・」等々、ポジティブな感想が寄せられ、みんな「石川パワー」を分けてもらって、元気とやる気の出る学習会でした。

●村山祐一氏を講師に学習会開催／埼玉経営懇

7月1日、埼玉民間保育園経営研究懇話会の第2回総会を埼玉会館で開催しました。総会では、2014年活動方針「児童福祉の拡充を求める保育関係者ならびに社会福祉関係者と連帯し、保育の公的保障を守り、発展させる活動をしよう」を確認しました。

その後、村山祐一氏を講師に、「新制度の特徴と課題について」具体的に学習しました。何度か聞いた話でしたが、来年度から補助金制度がなくなること強調されると、会場中からため息がこぼれました。延長保育の基本分も11時間の単価に含まれていること。幼稚園と保育園の3歳以上の単価の比較の中で、保育園の方が長いのに、保育単価が低いこと。定員も恒常的に20%オーバーすると、大幅に委託費が減額されること。土曜日は幼稚園は休みだが、保育園は恒常的に閉鎖した場合は8%の減額など、具体的に学ぶことができました。新制度の内容が理解でき、職員会議、自治体の働きかけなどの参考にしたい、と感想が寄せられました。

各地域の現状として、秩父市では、小規模保育所が4月から廃止され、幼稚園・保育園・認定こども園のみ新制度についての説明があり、9月の議会で条例を決める予定です。熊谷市(くらしをよくする会)深谷市(保育をよくする会)は、要望書を提出しました。また、園児が減ってきて園児確保のために認定こども園に移行する園もあるとの報告もありました。

参加者は、27施設から48名でした。

●学習と交流を深め、仲間を広げよう／静岡経営懇

6月28～29日の1泊2日で、伊豆長岡のホテルサンバレー富士見において、第三回静岡経営懇学習交流会を行いました。

1日目は4つの分散会(理事、園長、主任、事務)に分かれて、「新園開園」「学童保育所開所」「小規模

保育園開園」の報告を聞き、新任の園長さんや主任さんも交えて、ざっくばらんに交流しました。

2 日目は「幼児期に育つ力って？」と題し、福島大学の宮野勇雄先生にお話していただきました。新



制度では「教育」がとて狭く捉えられていること。「教育」と「保育」を

切り離して考えていること。小学校教育に直結する「教育の成果」だけが重要視されていることなどを学び、保育園で日々実践している「保育＝養護と教育」の大切さを再認識しました。

今回、県内に経営懇の活動を知らせよう！と、県東部の私立保育園 61 か園に学習交流会のご案内を送りました。加盟園以外の参加は 1 か園のみでしたが、2 日間で 9 法人、13 施設、47 人の参加がありました。今後も機会あるごとに活動を知らせ、少しでも仲間を増やしていけたら良いなと思っています。

自治体での動き・とくみ

●大阪・枚方市私立保育園連盟の現況～保育新制度に向けて

枚方市は大阪の北東部、京都と隣接した位置にあり人口は約 41 万人の中核市です。市内には、私立保育園連盟（夜間・休日保育園を含む）に加盟する 38 園と小規模 3 園、公立保育所 15 か所（分園 1 か所を含む）があり、約 7,000 人弱の子どもたちが通園しています。その他に、私立幼稚園 19 園、公立幼稚園 11 園、小学校が 45 校あります。

◆園長会として保育所のまま全園移行を決定

枚方市私立保育園連盟の歴史は古く、園長会創設以来、常に全園が園長会に結集し役員会の方針に理

解を示し宗教や思想信条の違いを乗り越えて、福祉の視点での保育事業を打ち出していることに共感を寄せています。

平成 27 年度より保育制度が大きく変わりますが、枚方市は行政と園長会が話し合いを重ね、児童福祉法第 24 条に基づいて、市町村責任で保育を実施する今の保育所（園）のままで全園移行することになりました。

◆園長会として待機児童問題に対応しよう、事業計画に責任をもとう

枚方市の待機児童対策としては、私立保育園の定員増での建て替えや、公立の民営化による定員増の建て替え、定員増の大規模修繕等々で待機児童解消に協力し、平成 26 年 4 月 1 日に待機児童 0 を実現させました。常に私立保育園連盟加盟園が全面的に協力し、市との信頼関係が築かれてきた歴史があります。

平成 26 年 6 月 1 日現在、枚方市保育所定員は 6,153 人、入所児童数は 6,874、旧定義待機児童数は 286 人、新定義待機児童数は 35 人です。

枚方市子育て支援室から連休明けに「子ども・子育て支援新制度説明会」を受け、6 月初旬、公定価格仮単価が出た時点で具体的に各園の収入がどのようになるのかの「試算表」がメールで届きました。

今、潜在的待機児童（東部・中部・南部・北部に分けて待機児童数を出している）が 300 人弱あります。私たちは、やがて訪れる少子化をにらみ私立保育園連盟でできる限りここ数年間の待機児童対策に手を打つべきだと考えました。そこで、枚方市から全園へ「平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度に伴う緊急保育所整備による定員増に向けての意向調査」を実施してもらいました。

これまで、私立保育園連盟と公立保育所・枚方市行政と共に、子どもたちを守り育ててきた歴史があり、枚方の保育の質は自負するところでもありません。公私合同の障害児保育研修会の実施・発達障害児を含めた障害児巡回相談での発達検査等障害児制度の充実や、食物アレルギー児への補助、公私合同

で地域在宅支援として「ふれあい体験」（5～8 か月児の保育園でのあそぼう会・満1歳児のお誕生日会と絵本プレゼント・ブックスタートを全市一斉全保育所・園で実施）等々で充実を重ねて来ました。

待機児童の潜在的需要見込みとそれに対する供給の確保方策を盛り込んだ事業計画を出すに当たって、できる限り私立保育園連盟で責任を持てることを願っています。

今後、子どもが減る時代が訪れても、私たちならば少子化に合わせて、分園閉鎖・小規模閉鎖・定員減をすれば今の保育の質が担保されます。このような深い内容までを話し合い全園が理解し、できることを今進めていこうとしています。

次回7月3日の「第4回枚方市子ども子育て審議会」で「枚方市子ども子育て支援事業策定に係る施策の推進方向」と「目標事業量（確保方策）」が決まり正念場ともなるとも重要な会議になります。

新制度に向けての「枚方市子ども子育て審議会」報告も園長会でインターネット公開を知らせ、傍聴参加を呼びかけています。

◆現行の保育水準を守り、地域住民の要求にこたえる保育園経営をめざして～今後の課題

今後の課題として、現在の市補助金を新制度移行後も継続発展させること。また、1号子どもは従前より秋に入園決定をされていましたが、2号3号子どもについては、幼稚園・認定こども園・保育所（園）の入園決定時期を同一にするなど提案をしています。

また、今後益々面として増加が心配される虐待問題や貧困問題に正面から取り組んでいける児童福祉施設としての保育所（園）の果たすべき役割が大きくなるからこそ、今の制度お守り発展させていく事の重要性を感じています。

今日、規制改革会議や「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」等から、社会福祉法人への補助金や非課税措置など財政上の優遇措置を受けていることに対し社会から厳しい眼が注がれています。これらの背景には、社会福祉法人の組織や実践が広く国民に理解されていないことが考えられます。

「地域の保育園」「住民にとって一番身近な社会福祉施設としての社会福祉法人立の保育園」として国民から広く支持されるよう、利用者だけでなく、地域社会における福祉の充実に貢献し使命を果たすために、適正で活力ある経営に努めなければなりません。社会福祉法人を守り、発展させるためにも全種別社会福祉法人での社会貢献活動の実践が求められています。大阪府保育部会では、全種別部会が参画する生活困窮者等に対する総合生活相談事業である「オール大阪の社会貢献事業」の実施に向けて検討が行われています。

今後も情勢判断をあやまることなく、地域住民の期待に応えられる保育園経営を進めていきたいと思えます。

●認定こども園は当分実施せず／静岡県・伊東市

伊東市では、9月議会に各種条例案を提出し議論する予定です。ただし、伊東市としては、今のところ、認定こども園は実施しない、という姿勢を表明しています。

●将来の子ども数減少に不安の声／千葉県・流山市

流山市は、人口が急増中で、事業計画の必要人数さえ出せないほどの状況です。市は、認可保育園の増設で動いています。社会福祉法人も増設に前向きですが、人口が減少したら、増やした保育所をどう維持するのか、という不安が園長会で出ています。

施設整備の借り入れは、20年で返済予定ですが、10年は子どもの数が減らないとしても、その後わからず返済に影響がでないか、という不安を口にする園長もいます。これらの不安を受け止め、現時点でどのような妥協点を見出して、園長会の合意をつくるのか、課題です。

当面の課題

●声明リーフレットを活用し、24条1項を核にすえ論議をまきおこそう！

経営懇役員会として、『児童福祉法24条1項にもとづき保育所経営を貫こう』という声明を作成し、全国の民間保育園に郵送等で届けました。

法人・園で、また地域の園長会等で、声明リーフレットを活用し、新制度の実体をつかみ、数字に振り回されず、“確定していないからこそ国・自治体に要望しよう”、という論議をまきおこしましょう。リーフレット注文は事務局まで。

●自治体へのとくくみを

*自治体・議会へ、要請や要望を！

- ・要望や請願署名（個人署名）等、具体的な要望事項を自治体・議会に届けよう。
 - ・行政説明等では、質問や意見を出そう。
 - ・条例づくりや事業計画に、意見を出そう。
- すぐに実現しなくても要望し続けていくことが大事。

*関係者との共同のとくくみを！

- ・保護者・関係者向け説明会開催を要望しよう。
- ・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、一致できる点で自治体への要望や懇談をしよう。

●学びを力に！学習会開催補助金、今年度も継続

2014年度も、学習会開催補助を継続します。

【学習会開催経費補助の条件】

- ・会員限定の学習会にせず、県内・地域内の全保育園を対象に参加を呼びかけること
- ・県を超えた地域、または県レベルでの学習会であること（園ごとや一部の地域等小規模な会は除く）。
- ・補助額は、上限5万円とする。

●保護者に新制度の内容を伝えよう

新制度で、一番影響を受ける保護者に、新制度の内容を伝えましょう。制度の改善に向けたとりくみも、保護者と一緒に進めることが重要です。

保護者に伝えるなかで、自分なりに問題点や課題が整理され、理解を深めることにつながります。

※参考資料（同封しました）

- ・福岡の原田さん作成「保護者向け資料」
- ・全保連作成の新制度リーフレット

★書籍の紹介

・『保育白書2014年版』 2500円＋税

※特集に、会員の岡山・白鳩保育園の景山さんが

執筆！特集「新制度とこども園」必読！

・『これでわかる！子ども・子育て支援新制度—制度理解と対応のポイント—』1000円＋税

チラシを同封しています。申込はFAXにて。

★声明リーフの注文、まだまだ受付中！

全園発送以外に、各法人・園等で活用する場合は1部20円（送料込み・10部以上）で、お送りします。また、ホームページにPDFを掲載しますので、印刷してご利用いただくことも可能です。

★2014年度会費について

※2014年度の会費請求が始まっています。ご案内をお送りしていますので、よろしくお願いします。

<同封の資料～ご確認ください>

- ①夏季セミナー案内書、振込用紙
- ②全保連の新制度リーフレット
- ③新制度フォーラムⅡのご案内
- ④参考資料：保護者むけ説明資料
- ⑤公正取引委員会報告書ポイント
- ⑥書籍紹介チラシ（白書2014、新制度）